

◎多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p data-bbox="181 363 1095 427">1. 本マニュアルの目的と用語の定義</p> <p data-bbox="181 483 506 512">1-1 本マニュアルの目的</p> <p data-bbox="181 547 1111 643">平成12年の法改正により、多量排出事業者は、処理計画を作成し、これを都道府県知事に提出するとともに、その実施状況について都道府県知事に報告しなければならないこととされた。</p> <p data-bbox="181 647 1111 743">本マニュアルは、平成22年の法改正等の内容を踏まえ、平成13年6月に作成された「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」について必要な見直しを行ったものである。</p> <p data-bbox="181 748 1111 812">多量排出事業者は、本マニュアルを参考として処理計画を作成し、産業廃棄物の減量化・適正処理に向け、より一層の取組を進められたい。</p> <p data-bbox="181 847 293 876">〔解説〕</p> <p data-bbox="181 880 1111 1272">平成3年の法改正においては、廃棄物の減量や適正処理を推進するため、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対して、都道府県知事がその事業場の産業廃棄物処理に関する計画の作成を指示できる制度が設けられた。また、平成9年の法改正においては、これらの事業者が作成する処理計画に関して、廃棄物の減量という視点を設けることが明確化された。さらに、平成12年の法改正では、産業廃棄物の減量や適正処理のより一層の推進を図るため、国が定めて公表する基本方針に即して、都道府県が廃棄物処理計画を策定することにより、総合的、計画的に施策を進めることとなった。また、多量排出事業者に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成及び都道府県知事への提出を義務付け、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況を1年間公衆の縦覧に供する方式で公表することとなった。</p> <p data-bbox="181 1276 1111 1334">平成22年の法改正では、処理計画の提出及び実施状況の報告を確実にし、排出事業者による減量等の自主的な取組を促進するため、処理計画を提出しな</p>	<p data-bbox="1126 363 2045 427">1. マニュアルの目的と活用方法</p> <p data-bbox="1126 547 2056 643">平成12年6月の廃棄物処理法の改正により、多量排出事業者は、処理計画を作成し、これを都道府県知事に提出するとともに、実施状況についても都道府県知事に報告しなければならないこととされた。</p> <p data-bbox="1126 647 2056 743">多量排出事業者に対しては、従来から都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示していたところであるが、今後は改正された法令に基づき、事業者がより円滑に処理計画を作成するための手引きとして本マニュアルを作成した。</p> <p data-bbox="1126 748 2056 812">事業者は本マニュアルを参考として創意工夫ある処理計画を作成し、産業廃棄物の減量化・適正処理に向け、より一層の取組を進められたい。</p> <p data-bbox="1126 847 1238 876">〔解説〕</p> <p data-bbox="1126 880 2056 1040">平成3年の法改正においては、廃棄物の減量や適正処理を推進するため、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対して、都道府県知事がその事業場の産業廃棄物処理に関する計画の作成を指示できる制度が設けられた。また、平成9年の改正においては、これらの事業者が作成する処理計画に関して、廃棄物の減量という視点を設けることが明確化された。</p> <p data-bbox="1126 1045 2056 1300">今回の改正では、産業廃棄物の減量や適正処理のより一層の推進を図るため、国が定めて公表する基本方針に即して、都道府県が廃棄物処理計画を策定することにより、総合的、計画的に施策を進めることとなった。また、一定の量以上の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成及び都道府県知事への提出が義務づけられた。また都道府県では、これらの処理計画やその実施状況を1年間公衆の縦覧に供する方式で公表することとなった。</p>

かった者等を20万円以下の過料に処することとした。また、処理計画の統一的な様式を定めたほか、これまで、都道府県知事は処理計画及び実施状況報告の内容について1年間公衆の縦覧に供する方法で公表することとされていたところ、住民への情報提供や周知を徹底し、もって排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、都道府県知事による公表はインターネットの利用により行うこととした。さらに、処理計画の提出及び実施状況の報告については電子ファイルで行うことを可能とした。

1-2 本マニュアルにおける用語の定義

多量排出事業者： その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場）を設置している事業者

発生量： 多量排出事業者が設置する事業場において、その事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量。当該事業場内での自ら直接再生利用した量や自ら中間処理した量等を含む。

区域内： 都道府県知事及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第27条第1項に規定する指定都市の長等（以下「指定都市の長等」という。）の管轄区域内

都道府県知事： 都道府県知事又は指定都市の長等

2. 多量排出事業者

法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者である。当該事業者には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途

●用語の定義●

産業廃棄物発生量： 当該事業場で、その事業活動に伴って発生する廃棄物の量。事業場内での自己直接再生利用量や自己中間処理量等を含む。「発生量」は「排出量」と同義。

区域内： 都道府県及び保健所を設置する市又は特別区の管轄地域内

都道府県知事： 都道府県知事若しくは保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長

2. 多量排出事業者

廃棄物処理法で定める多量排出事業者は、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が合計1,000トン以上又は、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が合計50トン以上である事業場を設置している事業者である。当該事業者には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連

において産業廃棄物を処分する者をいう。)は含まない。

[解説]

産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、平成12年の法改正前から都道府県が行っていた処理計画の作成指示等の実情や、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な廃棄物の減量や適正処理に一定の影響や関係を有している範囲として、発生する産業廃棄物のうち、相当程度を把握することが可能な数値を勘案して定められた。

(1) 産業廃棄物

平成12年の法改正に当たり実施した都道府県への調査結果では、産業廃棄物の多量排出事業者として都道府県が事業者を作成指示を行う場合に最も多く用いられていた判断指標は、「産業廃棄物の年間発生量が1,000tを超える」であった。この結果を参考に年間発生量が1,000tを超える事業場の割合について検討した結果、下水及び鉱業関係を除いた場合、事業場数にして全体の1%弱(約51,000事業場)、発生量にして全体の60%以上がカバーされる見込みとなった。これに下水道も対象に含めると、全体の70%以上がカバーされる見込みとなる。

したがって、多量排出事業者を産業廃棄物の年間発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者と定めることにより、産業廃棄物発生量の過半を超える量を対象とすることが可能となり、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な減量化方策がより効果的に進められることが期待される。

(2) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、平成12年の法改正前において、都道府県において作成指示を行う場合に判断指標を設定している事例が少なく、設定している場合もその量は様々であった。

そこで、産業廃棄物の全発生量が年間約4億tであるのに対し、特別管理産業廃棄物の全発生量が年間約300万tと産業廃棄物の100分の1以下の規模であることを考慮し、かつ、特別管理産業廃棄物排出事業場当たりの平均発生量(年間約20t)の倍を超える、年間発生量50t以上の事業場を設置している事業者が多量排出事業者として定められた。

の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分するものをいう。)は含まない。

[解説]

産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、都道府県が従来から行っていた処理計画の作成指示等の実情や、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な廃棄物の減量や適正処理に一定の影響や関係を有している範囲として、発生する産業廃棄物のうち、相当程度を把握することが可能な数値を勘案して定められた。

(1) 産業廃棄物

自治体への調査結果では、産業廃棄物の多量排出事業者として都道府県が事業者を作成指示を行う場合に、最も多く用いられていた判断指標は、「産業廃棄物の年間発生量が1,000tを超える」であった。この結果を参考に年間発生量が1,000tを超える事業場の割合について検討した結果、下水及び鉱業関係を除いた場合、事業場数にして全体の1%弱(約51,000事業場)、発生量にして全体の60%以上がカバーされる見込みとなった。これに下水道も対象に含めると、全体の70%以上がカバーされる見込みとなる。

したがって、多量排出事業者を、産業廃棄物の年間発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者と定めることにより、産業廃棄物発生量の過半を超える量を対象とすることが可能となり、都道府県が廃棄物処理計画に基づいて推進する総合的な減量化方策がより効果的に進められることが期待される。

(2) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の範囲については、従来、都道府県において作成指示を行う場合に、判断指標を設定している事例が少なく、設定している場合もその量はさまざまであった。

そこで、産業廃棄物の全発生量が年間約4億tであるのに対し、特別管理産業廃棄物の全発生量が年間約300万tと産業廃棄物の100分の1以下の規模であることを考慮し、かつ、特別管理産業廃棄物排出事業場当たりの平均発生量(年間約20t)の倍を超える、年間発生量50t以上の事業場を設置している事業者が多量排出事業者として定められた。

3. 多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、発生量や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にして判断する。

3-1 発生量

発生量は、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指す。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、発生量の判断に当たっては、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合にはその発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合には当該廃棄物処理工程の前での量とする。

自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」等として把握されるため、発生量はその前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場から1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととする。

<例：汚泥の場合>

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要である。従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとする。

- ① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の

3. 多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、産業廃棄物の発生量のとらえ方や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量のとらえ方や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にして判断する。

3-1 産業廃棄物の発生量のとらえ方

産業廃棄物発生量（以下「発生量」という。）については、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指す。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、「発生量」については、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合には、その発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程の前での量とする。

自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自己直接再生利用量」あるいは「自己中間処理量」等として把握されるため、「発生量」はその前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場が1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）を発生し、自社の別の事業場でこの廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該処理は自己中間処理等とし、当該廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととする。

<例：汚泥の場合>

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要である。従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとする。

- ① 製品の生産工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の

脱水・乾燥ととらえられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。例えばその脱水・乾燥施設が、令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合はこれに当たる。当該施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。

- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量とする。

(図略)

3-2 処理計画等の作成単位

(1) 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」という。）を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごとに判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかを判断する。この場合には、処理計画等の作成はそれら区域内の施設を管轄している支店等が行うこととする。

(図略)

(2) 建設業等

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる

脱水・乾燥と捉えられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。例えばその脱水・乾燥施設が、廃棄物処理法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合はこれにあたる。その施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。

- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量とする。

(図略)

3-2 処理計画及び実施状況報告書（処理計画等）の作成単位

(1) 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者にあたるかどうかは事業場毎に判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできる。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかの判断をすることとする。この場合には、処理計画等の作成はそれら区域内の施設を管轄している支店等が行うこととする。

(図略)

(2) 建設業等

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者にあたるかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる

る産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当する。

（図略）

〔解説〕

建設工事においては、建設工事の注文者、当該注文者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、平成22年の法改正により、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとした（法第21条の3第1項）。

なお、従来、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるとの解釈が示されてきたが、平成22年の法改正により、このような場合であっても排出事業者は元請業者であることとされたことに留意する必要がある。

3-3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、前年度の発生量に係わず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあつては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなる。

産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事等（工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む。））における排出事業者には、原則として元請業者が該当する。共同企業体（JV）においては、その構成員のうち代表者が該当する。

（図略）

〔解説〕

建設工事等においては、建設工事等の発注者、その発注者から建設工事等を直接請け負った元請業者、元請業者から建設工事等を請け負った下請業者等の関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしている。

なお、元請業者がその工事の全部、または建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるので留意する必要がある。

3-3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、その年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、前年度の発生量に係わず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあつては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなる。

4. 処理計画の作成・提出

多量排出事業者は、以下に示す内容について処理計画を作成し、都道府県知事に提出する。また、都道府県知事は、住民への情報提供や周知を徹底し、もって事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、提出された処理計画の内容をインターネットの利用により公表する。

- (1) 処理計画様式（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第8条の4の5及び第8条の17の2）

処理計画は、規則様式第2号の8又は第2号の13により作成する。なお、処理計画は電子ファイルにより提出することができる。

なお、「目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により数値を求めて記載する。

また、記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

- (2) 提出期限（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

処理計画の都道府県知事への提出期限は、当該年度の6月30日である。処理計画の提出者については、製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

(様式略)

4. 処理計画の作成・提出

多量排出事業者は、以下に示す内容について処理計画を作成し、都道府県知事に提出する。また、都道府県知事は、提出された処理計画の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより公表する。

多量排出事業者による処理計画の作成の制度は、事業者の自主的な取組を推進し、これを通じて減量等を推進する趣旨のものであることから、各事業者は、その事業内容や廃棄物の種類、性状等に応じて、計画の内容を柔軟に自主的に定めうるものである。

なお、具体的な記載内容や記載方法については、規則第8条の4の4第3号及び第8条の17の2第3号に定める様式のほかは特に定めるものではないが、参考のため、規則第8条の4の4第1号及び第2号並びに第8条の17の2第1号及び第2号に掲げる事項について考えられる内容を以下に示したので、適宜取捨選択して利用されたい。産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）及び特別管理産業廃棄物の双方について多量排出事業者に該当する者は、双方の廃棄物について記載した処理計画を作成し、どちらか一方には複写を提出することも可能である。ただし、規則第8条の4の4第3号及び第8条の17の2第3号に定める様式についてはそれぞれ作成すること。

事業者は処理計画の作成にあたり、産業廃棄物の減量及び適正処理のより一層の推進を図るうえでも、事業場の特性を考慮した創意工夫のある自主的な取組を反映したものとすることが期待される。

4-1 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理計画

- (1) 記載事項（規則第8条の4の4第1号）

当該事業場において現に行っている事業の概要

当該事業場において現に行っている事業概要としてあげられる記載事項は下記のとおりである。

- ・資本金
- ・従業員数

- ・ 製造品出荷額等又は元請完成工事高
- ・ 製造概要、製造等フローシート
- ・ 工場配置図
- ・ 建設工事請負実績
- ・ 事業展望
- ・ 廃棄物発生フロー図
- ・ 連絡先 等

(2) 策定事項 (規則第8条の4の4第2号)

イ 計画期間

計画期間については法令による定めはなく、処理計画と都道府県廃棄物処理計画との関係、提出期限、都道府県による公表手続き等を踏まえて4月から翌年3月までの1年間を期間とすることや、中長期的な視野に立った処理計画を策定するために複数年度を期間とすることが考えられる。

ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物処理に関する管理組織図、産業廃棄物処理責任者氏名、廃棄物処理施設技術管理者氏名、教育・研修、情報公開 等

ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状、目標の設定、具体的取組、廃棄物の排出の抑制に係る情報の収集・管理、中長期的課題 等

ニ 産業廃棄物の分別に関する事項

現状、目標の設定、具体的取組、廃棄物の分別に係る情報の収集・管理、分別に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)、中長期的課題、委託処理の状況(契約の状況等) 等

ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状、目標の設定、具体的取組、廃棄物の再生利用に係る情報の収集・管理、再生利用に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)、中長期的課題、委託処理の状況(契約の状況等) 等

ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項(ニ及びホに記載する産業廃棄物の分別及

び再生利用に関する事項を除く)

現状、目標の設定、具体的取組、廃棄物処理に係る情報の収集・管理、廃棄物処理施設・保管施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)、中長期的課題、委託処理の状況(契約の状況等)等

(3) 様式に定める事項 (規則第8条の4の4第3号関係 様式第2号の2)

処理計画の目標量を、様式第2号の2に記載する。目標量の各量を設定する際の参考となるよう、目標量の各量の関係を図1に示す。

「本年度の目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により数値を求めて記載する。

記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

(4) 提出期限 (規則第8条の4の4第4号)

処理計画の都道府県知事への提出期限は、当該年度の6月30日である。

処理計画の提出者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は

支店等を管理している代表者等(工場長、工場管理者、支店長など)とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等(支店長など)とすることができる。

(図略)

4-2 特別管理産業廃棄物の処理計画

(1) 記載事項 (規則第8条の17の2第1号)

当該事業場において現に行っている事業の概要

当該事業場において現に行っている事業概要としてあげられる記載事項は下記のとおりである。

- ・ 資本金
- ・ 従業員数
- ・ ベッド数(医療機関等)
- ・ 製造品出荷額等又は元請完成工事高
- ・ 製造概要、製造等フローシート

- ・工場配置図
- ・建設工事請負実績
- ・事業展望
- ・廃棄物発生フロー図
- ・連絡先 等

(2) 策定事項 (規則第8条の17の2第2号)

イ 計画期間

計画期間については法令による定めはなく、処理計画と都道府県廃棄物処理計画との関係、提出期限、都道府県による公表手続き等を踏まえて4月から翌年3月までの1年間を期間とすることや、中長期的な視野に立った処理計画を策定するために複数年度を期間とすることが考えられる。

ロ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物処理に関する管理組織図、産業廃棄物処理責任者氏名、特別管理産業廃棄物管理責任者氏名、廃棄物処理施設技術管理者氏名、教育・研修、情報公開 等

ハ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状、目標の設定、具体的取組、廃棄物の排出の抑制に係る情報の収集・管理、中長期的課題 等

ニ 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

現状、目標の設定、具体的取組、特別管理産業廃棄物の分別に係る情報の収集・管理、分別に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)、中長期的課題、委託処理の状況(契約の状況等) 等

ホ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状、目標の設定、具体的取組、特別管理産業廃棄物の再生利用に係る情報の収集・管理、再生利用に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)、中長期的課題、委託処理の状況(契約の状況等) 等

ヘ 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項(ニ及びホに記載する特別管理産業廃棄物の分別及び再生利用に関する事項を除く)

現状、目標の設定、具体的取組、特別管理産業廃棄物処理に係る情報の収

集・管理、廃棄物処理施設・保管施設の設置状況（種類、処理能力、耐用年数等）、中長期的課題、委託処理の状況（契約の状況等）等

ト 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

現状、講じようとする措置の概要（計画期間、予算措置等）、当該措置を講ずるために設置しようとする施設の概要、当該措置を講ずることによる周辺環境への影響に関する評価、当該措置を講ずることによる成果等

(3) 様式に定める事項（規則第8条の17の2第3号関係 様式第2号の4）

処理計画の目標量を、様式第2号の4に記載する。目標量の各量を設定する際の参考となるよう、目標量の各量の関係を図2に示す。

「本年度の目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により数値を求めて記載する。

記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

(4) 提出期限（規則第8条の17の2第4号）

処理計画の都道府県知事への提出期限は、当該年度の6月30日である。処理計画の提出者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

(図略)

5. 実施状況の報告

多量排出事業者は、作成した処理計画の実施の状況について都道府県知事に報告しなければならない。また、都道府県知事は、提出された実施状況報告の内容をインターネットの利用により公表する。この公表を通じて、事業者の計画的な

5. 実施状況の報告

多量排出事業者は、作成した処理計画の実施の状況について都道府県知事に報告しなければならない。また、都道府県知事は、提出された報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより公表する。

減量等や適正処理に向けての取組状況に関する情報が住民に提供されるとともに、関係者にもその周知が進められる。創意工夫のある取組に対しては住民や関係者から高い評価を受けることも予想される。事業者においても、公表された情報の内容を踏まえて、今後より高いレベルの処理計画を策定していくことにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が一層推進される。

なお、処理計画の策定に当たって複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者に該当した年度の翌年度に実施状況の報告をしなければならない。

(1) 実施状況報告様式（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

実施状況の報告は、規則様式第2号の9又は第2号の14により作成すること。また、実施状況の報告は電子ファイルにより提出することができる。

なお、記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

(2) 報告期限（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

多量排出事業者の実施状況の都道府県知事への報告期限は、翌年度の6月30日である。

実施状況の報告者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

この公表を通じて、事業者の計画的な減量等や適正処理に向けての取組状況に関する情報が住民に提供されるとともに、関係者にもその周知が進められる。創意工夫のある取組に対しては住民や関係者から高い評価を受けることも予想される。事業者においても、公表された情報の内容を踏まえて、今後より高いレベルの処理計画を策定していくことにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が一層推進される。

なお、処理計画の策定にあたって複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者に該当した年度の翌年度に実施状況の報告の作成・提出をしなければならない。

5-1 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理計画実施状況

(1) 様式に定める事項（規則第8条の4の5関係 様式第2号の3）

処理計画の実施状況として発生量等の各量を、様式第2号の3に記載する。記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

(2) 提出期限（規則第8条の4の5）

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の都道府県知事への提出期限は、翌年度の6月30日である。

実施状況の報告者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

5-2 特別管理産業廃棄物の処理計画実施状況

(1) 様式に定める事項（規則第8条の17の3関係 様式第2号の5）

処理計画の実施状況として発生量等の各量を、様式第2号の5に記載する。記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

(2) 提出期限（規則第8条の17の3）

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の都道府県知事への提出期限は、翌年度の6月30日である。

(様式略)

6. 罰則

処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者及び実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者については、20万円以下の過料が課される(法第33条第2号及び第3号)。

7. 関連法令・通知等

7-1 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
(事業者の処理)

第12条

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第9項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

実施状況の報告者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等(工場長、工場管理者、支店長など)とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等(支店長など)とすることができる。

(様式略)

6. 関連法令・通知等

6-1 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
(事業者の処理)

第12条

- 7 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 8 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 9 都道府県知事は、第7項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 10 環境大臣は、第7項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第 12 条の 2

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第 10 項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
（産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 3 法第 12 条第 9 項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 7 法第 12 条の 2 第 10 項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第 8 条の 4 の 5 法第 12 条第 9 項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第 2 号の 8 による計画書を当該年度の 6 月 30 日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第 1 2 条の 2

- 8 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 9 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第 8 項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 11 環境大臣は、第 8 項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）
（産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 3 法第 12 条第 7 項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 7 法第 12 条の 2 第 8 項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）
（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第 8 条の 4 の 4 法第 12 条第 7 項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- 二 次に掲げる事項を定めること。
 - イ 計画期間

- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

第8条の4の6 法第12条第10項の規定による報告は、様式第2号の9による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の4の7 法第12条第11項の規定による公表は、同条第9項の計画の提出又は同条第10項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
- 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

- ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ニ 産業廃棄物の分別に関する事項
- ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項
- 三 様式第2号の2による書面を添付すること。
- 四 当該年度の6月30日までに提出すること。

(実施の状況の報告)

第8条の4の5 法第12条第8項の規定による報告は、様式第2号の3による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の4の6 法第12条第9項の規定による公表は、同条第7項の計画及び同条第8項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第8条の17の2 法第12条の2第8項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- 二 次に掲げる事項を定めること。
 - イ 計画期間
 - ロ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ハ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ニ 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
 - ホ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ヘ 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項
 - ト 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項
- 三 様式第2号の4による書面を添付すること。
- 四 当該年度の6月30日までに提出すること。

(実施の状況の報告)

第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

第8条の17の3 法第12条の2第9項の規定による報告は、様式第2号の5による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の17の4 法第12条の2第10項の規定による公表は、同条第8項の計画及び同条第9項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
(平成16年法律第149号)

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

施行令（平成 17 年政令第 8 号）

（電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等）

第 2 条 民間事業者等は、法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第 6 条第 1 項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）

（法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成）

第 5 条 法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成は、別表第 2 の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第 6 条 民間事業者等が、法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別表第 2 の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（法第 6 条第 1 項の主務省令で定める交付等）

第 7 条 法第 6 条第 1 項の主務省令で定める交付等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項、第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 12 第 2 号（第 6 条の 15 第 2 号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並び

に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の4の6及び第8条の17の3の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第8条 民間事業者等が、法第6条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

別表第2 （第5条関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第7条第15項（第9条の8第5項（第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）、第9条の9第5項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）及び第9条の10第5項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合を含み、第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。）
--------------------------------	--

	む。)、第12条第9項、第12条の2第10項及び第13条の8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)	第8条の4の6及び第8条の17の3

7-2 関係通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知(平成23年2月4日環廃対発第110204004号・環廃産発第110204001号))

第18 不法投棄等に係る罰則の強化等

3 多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設

産業廃棄物を多量に排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)が作成することとされる産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画(以下「処理計画」という。)及びその実施状況の報告の提出を確実にし、排出事業者による減量等の自主的な取組を促進するため、処理計画を提出せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出し、又はその実施の状況を報告をせず、若しくは虚偽の報告をした多量排出事業者は、20万円以下の過料に処することとした(法第33条第2号及び第3号)。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知(平成23年2月4日環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号))

第24 多量排出事業者処理計画の見直し

多量排出事業者が作成する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画(以下「多量排出事業者処理計画」という。)については、これまで添付書

6-2 関係通知

厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成9年12月26日衛環第318号)

第2 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項

1 多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出事業者の処理計画

都道府県知事は、区域内において多量に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置する事業者に対し処理計画の策定を指示できることとされているが、廃棄物の減量化のための取組を一層推進する観点から、この処理計画において必ず減量に関する事項を盛り込むこととしたので、事業者を適切に指導されたいこと。

厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成12年9月28日生衛発第1469号)

第2 改正の内容

7. 多量排出事業者の処理計画の策定に関する事項

多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対しては、これまで都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示してきたところであるが、これらの事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して都道府県知事に提出し、さらに計画の実施状況を報告しなければならないものとしたこと。また、都道府県知事は、計画及びその実施状況について公表するものとしたこと。

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(平成12年9月28日衛環第78号)

類の様式のみが定められており、計画自体の様式は定められていなかったことから、様式を統一的に定めることとし、評価を行いやすくしたこと（規則様式第2号の8等）。

また、循環的利用を進める観点から、排出事業者の責任において再生利用等による減量を進めることが重要であるが、減量は委託により行うことも可能であることから、計画に記載すべき事項として、産業廃棄物の処理の委託に関する事項を追加したこと。さらに、当該委託に関する事項として、優良認定処理業者（令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に該当する者）への処理の委託、処理業者への再生利用の委託、認定熱回収施設設置者（法第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理の委託及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理の委託について、規則様式においてそれぞれ記載させることとしたこと。

第2 多量排出事業者の処理計画

1. 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、処理計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこと。
2. 都道府県は、提出された計画及び実施状況を踏まえ、区域内の産業廃棄物の発生及び処理の実態の把握に努めるとともに、計画及び実施状況の報告を受け、これらを1年間公衆の縦覧に供するものとしたこと。これによって、事業者の自主的な減量化や住民への情報提供、周知啓発が推進されることにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が適切に推進されるものであること。
3. 計画には、事業場において現に行っている事業の概要を記載し、計画期間、産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項、産業廃棄物の排出の抑制、分別、再生利用等に関する事項、産業廃棄物の処理に関する事項などを定めるものとしたこと。
4. 計画は、規則様式に従った書面を添付し、当該年度の6月30日までに提出するものとしたこと。